

松江市告示第 367 号

松江農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案及びその理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、松江市の住民に限り令和 7 年 10 月 1 日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 10 月 1 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 7 年 9 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



根拠法令

1 松江農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7 年 9 月 1 日

至 令和 7 年 10 月 1 日

2 松江農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

松江市産業経済部農政課 松江市末次町 86 番地

3 意見書提出の際の留意事項

期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。

意見書は、日本語記載に限り、電話での意見は受け付けられません。

意見書を提出する者が個人の場合にあっては、住所、氏名を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

4 提出された意見書の取扱い

提出された意見書の内容は原則公開しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。松江農業振興地域整備計画を告示する際に意見の要旨及び処理結果を併せて告示します。